

恵庭市青少年宿泊研修施設への北海道宿泊税導入について

○北海道宿泊税とは

- ・北海道（経済部観光局観光振興課）では、観光の飛躍的な成長と持続的な発展に向けた観光振興を目的として、令和 8 年 4 月より、「北海道宿泊税」の導入を予定している。
- ・恵庭市青少年宿泊研修施設は、別添北海道宿泊税条例第 2 条(1)のとおり、「旅館業 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 3 条第 1 項の許可を受けて営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する簡易宿所営業」に該当することから、北海道宿泊税徴収の該当となる。

※参考に、青少年自然の家を有する「北海道生涯学習推進センター(以下「センター」という。)」に参考として聞き取りを行った。(以下、聞き取り内容)

- ・センターは「青少年自然の家は、青少年の体験活動を通じた学びを支援する施設であるため、観光振興を目的とする宿泊税は対象外ではないか」と北海道経済部に何度かかけあったが、「北海道宿泊税条例第 2 条に該当する場合は、観光を目的とした施設ではなくても、宿泊税の該当となる」との回答しか得られなかったため、現在は令和 8 年 4 月から現行の料金に宿泊税を上乗せして対応することを検討しているとのこと。

○恵庭市青少年宿泊研修施設の今後の対応について

- ・北海道宿泊税は、北海道宿泊税条例第 5 条により、宿泊料金の区分に応じて税額を定めており、恵庭市青少年宿泊研修施設は、同条(1)より、「2 万円未満のもの 100 円」に該当する。現行の利用料金に 100 円上乗せして徴収する場合、以下の料金表となる。

(現行利用料金)

研修生(小・中学生)		研修生(高校生)		指導者・引率者		指導者・引率者
市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内減免
500 円	1,000 円	900 円	1,800 円	1,800 円	3,600 円	900 円

(導入後利用料金)

研修生(小・中学生)		研修生(高校生)		指導者・引率者		指導者・引率者
市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内減免
600 円	1,100 円	1,000 円	1,900 円	1,900 円	3,700 円	1,000 円

※ただし、別添宿泊税条例 第 4 条(1)、(3)に記載のある「学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者」及び「引率者」は宿泊税の対象外となることから、施設利用申請時に利用目的を確認したうえで、料金表を適用する。